

## 入札告示

札幌市告示第 2470 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示する。

令和 4 年 6 月 20 日

札幌市長 秋元 克広

### 記

#### 1 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目

札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課手当給付係 担当：松田

電話 011-211-2988

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 調達件名

令和 4 年度児童扶養手当現況届送付に係る封入・封かん業務

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 履行期間

契約締結日～令和 4 年 7 月 19 日

##### (4) 入札方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）をもって決定額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加資格

(1) 令和 2 年度～令和 4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「その他サービス業」、小分類「他に分類されないサービス業」、取扱品目「封入封緘」に登録があること。

(2) 他業務を含む本市の過去 3 年間の類似業務について、良好な履行実績があること。

(3) 綿密な打合せを必要として、不測の事態に対応できるよう、所在地区分が「市内」もしくは札幌市内に本店又は支店等があること。

(4) 自社の設備で全ての作業が可能であること。

(5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (6) 入札書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人間関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 号第 2 項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合

- (10)（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所  
上記 1 に同じ

- (2) 入札説明書の交付方法

下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/teate/zifute-genkyo.html>

- (3) 入札書の受領期限

令和 4 年 6 月 30 日（木）13 時 30 分（送付による場合は必着）

- (4) 開札の日時及び場所

日時 令和 4 年 6 月 30 日（木）14 時 00 分

場所 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 3 階  
子育て支援課事務室（入札室）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要、ただし、札幌市契約規則第 25 条の規定に該当した場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争に参加を希望する者は、入札関係職員の求めがある場合、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。